

鳥取県公報

目次

- ◇規則 林業会法施行細則(昭和二十三年五月鳥取県規則第三十号)外八件廃止
- ◇訓令 森林法取扱手続(大正七年三月鳥取県訓令第十六号)外三件廃止
- 林野監視服務規程(大正十年九月鳥取県訓令第三十号)の廃止
- 鳥取県木材検査施行手続(昭和二十五年八月鳥取県訓令第十九号)の廃止
- 公有林野造林補助規程(昭和二十二年五月鳥取県告示第二百七十一号)外十三件廃止
- 道路の位置の指定
- 医療機関等の指定
- 河川法による支川の認定
- 河川法準用河川区域の改正
- 土地改良区設立の認可
- 米穀の特別集荷制度実施期日
- ◇公安委告示 風俗営業管理者設置許可申請書の提出期限等

規則

◇人委規則

昭和二十八年一月分給料の支給期日に関する規則

林業会法施行細則等を廃止する規則をここに公布する。
昭和二十七年十二月十九日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第九十九号

林業会法施行細則等を廃止する規則
次に掲げる規則は廃止する。
林業会法施行細則(昭和二十三年五月鳥取県規則第三十号)

- 鳥取県木材検査規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第六十一号)
- 鳥取県木材検査手数料納付手続規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第六十二号)
- 鳥取県木材業者及び製材業者登録規則施行細則(昭和二十

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

十三年十一月鳥取県規則第八十二号)
 鳥取県林業関係登録手数料徴収規則(昭和二十四年四月鳥取県規則第二十九号)
 森林法施行細則(大正七年三月鳥取県令第二十号)
 山野火入取締規則(明治二十四年十一月鳥取県令第六十六号)
 林産物搬出施設補助監督規程(昭和十八年十月鳥取県令第五十四号)
 鳥取県林産物等検査事務監査規則(昭和二十三年十一月鳥取県規則第八十三号)

訓令

鳥取県訓令第二十八号

市町村長

次に掲げる訓令は廃止する。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県知事 西尾愛治

森林法取扱手続(大正七年三月鳥取県訓令第十六号)

林野火災防止組合同規約標準(大正十四年二月鳥取県訓令甲第三号)
 市町村林野條例同施行細則標準(大正十四年七月鳥取県訓令甲第十号)
 造林台帳規程(大正六年十一月鳥取県訓令第四十二号)

鳥取県訓令第二十九号

総務部長

林野監視服務規程(大正十年九月鳥取県訓令第三十号)は廃止する。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県訓令第三十号

地方事務所長

鳥取県木材検査施行手続(昭和二十五年八月鳥取県訓令甲第十九号)は廃止する。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県知事 西尾愛治

告示

鳥取県告示第五百八十四号

次に掲げる告示は廃止する。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県知事 西尾愛治

公有林野造林補助規程(昭和二十二年五月鳥取県告示第二百七十一号)

鳥取県公有林野分收造林整備委員会規程(昭和二十四年九月鳥取県告示第四百九十四号)

立木材積測定方法(昭和十九年八月鳥取県告示第四百五十号)

鳥取県林業関係諮問委員会規程(昭和二十三年十一月鳥取県告示第五百八十一号)

水利地益税調査委員会規程(昭和二十四年七月鳥取県告示第四百号)

鳥取県木材検査規則第四條の証票等及び同第十二條の記

号(昭和二十五年八月鳥取県告示第四百三十号)
 鳥取県木材検査運営委員会規程(昭和二十五年八月鳥取県告示第三百九十七号)
 樹苗養成補助規程(昭和十三年七月鳥取県告示第四百一十号)

鳥取県銘木識別委員会規程(昭和二十五年六月鳥取県告示第三百五号)

鳥取県薪炭販売業者届出制実施要綱(昭和二十五年五月鳥取県告示第二百三十号)

昭和二十五年鳥取県木炭増産改良施設補助要綱(昭和二十六年一月鳥取県告示第三十三号)

鳥取県燃料需給調整委員会規程(昭和二十二年九月鳥取県告示第四百二十七号)

鳥取県大山国立公園運営委員会規程(昭和二十四年七月鳥取県告示第三百六十二号)

鳥取県林産物検査員駐在所の名称、位置及所轄区域(昭和二十年一月鳥取県告示第三十九号)

鳥取県告示第五百八十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八條の規定により次のとおり道路の位置を指定した。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、申請人の住 鳥取市古市一番地同和建設株式会社 所氏名 取締役社長 吉村英吉
- 一、指定場所 鳥取市湯所町一四九番地
- 一、道路の巾員 四メートル
- 一、道路の延長 一三メートル
- 一、図 面 省路

鳥取県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九條の規定による医療機関及び同法第五十五條の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者を次のように指定する。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

（医療機関）

水谷医院 内科、小児科、東伯郡倉吉町東町四三五

中井内科小 産婦人科 産婦人科 西伯郡中浜村

田中医院 産婦人科

（施術者）

長石柔道整 骨療院 骨接、脱臼、捻挫、打撲 八頭郡智頭町大背二八

鳥取県告示第五百八十七号

河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四條第一項の規定により千代川支川中曳田川の次の区域を昭和二十七年十月九日河川法施行千代川の支川に認定した。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

千代川支川 左岸鳥取県八頭郡八上村大字曳田字宮ノ上 曳田川 七四一番の二地先より幹線右岸同県同郡同村大字同字下屋奈瀬九一九番地先同合流点に至る。

鳥取県告示第五百八十八号

昭和二年四月鳥取県告示第十六号をもつて公示した河川法適用河川区域中千代川及び曳田川の河川区域を次のように改める。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

千代川 左岸八頭郡山郷村大字福原字上土井三三三ノ三番地先より同郡散岐村大字和奈見字右岸同郡同村大字同字橋市口三七五ノ一番地先より同郡同村大字同字釜口字堰井古田四一二番地先。下三四〇番地先。

曳田川 左岸八頭郡西郷村大字北川北六七二番地先より同郡八上村大字曳田字宮ノ上七四一右岸同郡同村大字北高畑口四六八番地先より同郡同村大字同字下屋奈瀬九一九番の二地先。九番地先。

鳥取県告示第五百九十号

西伯郡中浜村大字新屋永井芳房外十四名の者より申請のあつた深田川土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十條第一項の規定により、昭和二十七年十二月三十日認可した。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百九十二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第十五條の二の規定により農林大臣が指定した鳥取県における米穀の特別集荷制度実施期日は昭和二十七年十二月二十日である。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

昭和二十七年十一月十二日以前に当公安委員会の許可を受けている風俗営業者であつて、風俗営業取締法施行條例（昭和二十三年八月鳥取県條例第五十五條）第一條の二の規定による管理者を置こうとするものの許可申請書の提出期限及び許可申請書の様式を次のとおり定める。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県公安委員会

- 一、提出期限 昭和二十八年一月三十一日
- 二、許可申請書の様式

風俗営業管理者設置許可申請書

- 一、営業者の住所氏名
- 一、管理者の本籍、住所、氏名及び生年月日
- 一、管理者を置く営業所の名称及び所在地
- 一、営業の種類

右のとおり管理者を設置したいので許可されたく申請します。

右氏 名 印

鳥取県公安委員会殿

人事委員会規則

昭和二十八年一月分の給料の支給期日に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月十九日

鳥取県人事委員会委員長 倉繁良逸

鳥取県人事委員会規則第十号

昭和二十八年一月分の給料の支給期日に関する規則
昭和二十八年一月分の職員の給料の支給期日は、職員の給料の支給期日の特例に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第七号）の規定にかかわらず昭和二十七年十二月二十二日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

發行日 火、金
鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可